

北区の後期高齢者医療制度

令和6年度版（令和5年度実績）

東京都北区 区民部 国保年金課

このページは白紙です

目 次

1	後期高齢者医療制度の運営	1
2	東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担	1
3	被保険者	2
4	給付状況	3
5	保険料	6
6	財政状況	12
7	後期高齢者健康診査	12
8	口腔機能維持向上健診	13
9	趣旨普及	14

1 後期高齢者医療制度の運営

東京都内すべての区市町村で構成する『東京都後期高齢者医療広域連合』が運営主体となる（高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第48条）。

2 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分担

広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料率の決定、医療の給付など制度の運営を行う。

- 被保険者の認定
- 保険給付
- 保険料率の決定
- 保険料の賦課
- 健診事業の実施（区市町村へ委託）

北区が行うこと

住所変更や給付申請などの届出窓口となる。また、保険証の引渡しや保険料の徴収なども行う。

- 保険料の徴収・納付相談
- 保険証の引渡し
- 各種申請の受付
- 転入などの加入や資格喪失の届出の受付

3 被保険者

(1) 被保険者

東京都内に住所を有する者は、75歳到達日より、東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く（高確法 第50、51、52条）。

また、65歳以上74歳以下で一定の障害があると広域連合が認定した者も、後期高齢者医療制度の被保険者となる（高確法第50、52条）。

ただし、外国人は、住民登録をしており、3月を超える在留資格があること等の加入要件がある。

(2) 被保険者数

(3月31日現在)

年度	被保険者数			障害 認定者 (再掲)	住所地 特例者 ※(再掲)
	3割負担	2割負担	1割負担		
元年度	44,508	4,598		149	487
2年度	44,267	4,458		154	503
3年度	44,701	4,500		133	524
4年度	45,889	4,834	9,368	113	532
5年度	46,940	4,883	9,504	96	548

※被保険者が他の都道府県に転出しても、転出先が病院や特別養護老人ホーム等の介護保険施設の場合、引き続き転出前の都道府県の広域連合の被保険者となる。病院や施設の多い広域連合に財政負担が偏らないように設けられた制度。

平成30年3月31日までは、国民健康保険で住所地特例の適用を受けて従前の住所地の国民健康保険の被保険者となっている者が、新たに後期高齢者医療制度に加入する場合、住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となっていた。

平成30年4月1日からは、引き続き国民健康保険での住所地特例を引き継ぐことになった。（高確法第55条の2）。

令和4年10月1日から2割負担が開始された。

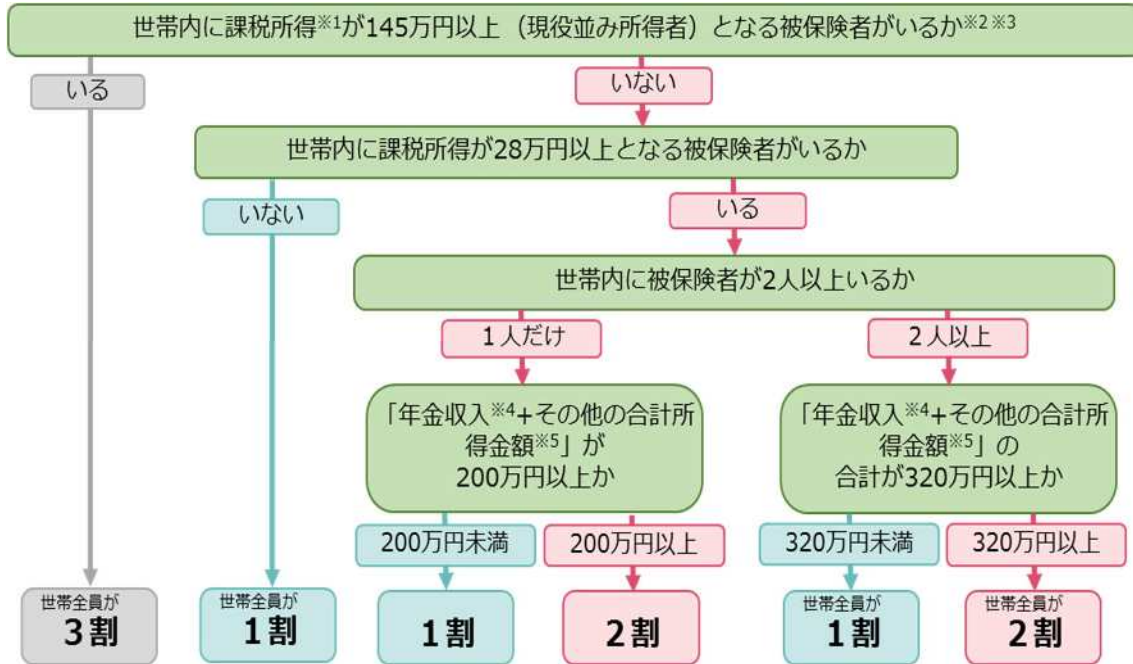
4 給付状況

(1) 療養諸費

		一般Ⅰ (1割)	一般Ⅱ (2割) (※)	現役並み所得者 (3割)	合計金額 (円)
元 年度	現物 給付	36,437,958,036		3,074,164,463	39,512,122,499
	現金 支給	1,023,758,183		212,045,456	1,235,803,639
	医療 給付費	37,461,716,219		3,286,206,919	40,747,926,138
2 年度	現物 給付	34,826,848,265		2,998,039,506	37,824,887,771
	現金 支給	929,447,943		155,339,146	1,084,787,089
	医療 給付費	35,756,296,208		3,153,378,652	38,909,674,860
3 年度	現物 給付	35,696,461,774		3,249,064,808	38,945,526,582
	現金 支給	959,653,112		144,795,219	1,104,448,331
	医療 給付費	36,656,114,886		3,393,860,027	40,049,974,913
4 年度	現物 給付	34,834,054,259	3,148,652,871	3,382,459,104	41,365,166,234
	現金 支給	896,776,164	50,974,724	141,763,099	1,089,513,987
	医療 給付費	35,730,830,423	3,199,627,595	3,524,222,203	42,454,680,221
5 年度	現物 給付	31,554,946,011	7,946,566,430	3,444,139,683	42,945,652,124
	現金 支給	799,497,040	265,819,441	160,994,510	1,226,310,991
	医療 給付費	32,354,443,051	8,212,385,871	3,605,134,193	44,171,963,115

※一般Ⅱ（2割）は制度が開始された令和4年10月診療分からの数値となっている。

(参考) 医療費の自己負担割合の判定方法 (令和4年10月から変更)



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます(申請不要)。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、基準収入額適用申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます(要申請)。

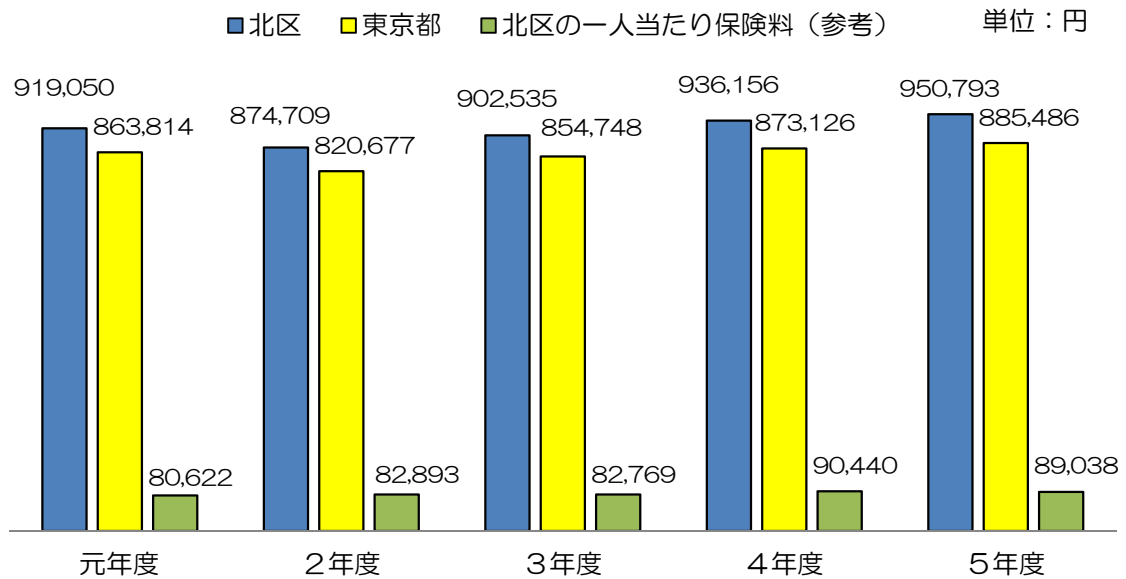
■被保険者が1人の場合 ⇒383万円未満(世帯内に70~74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)

■被保険者が複数 ⇒収入合計額が520万円未満

※4「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

一人当たり給付費（年間）



※平成 30、令和 2、4 年度に保険料改定

※北区の一人当たり保険料（参考）は、各年度の本算定時における合計保険料額÷対象者数で算出

（2） 葬祭費

葬祭費は、死亡した被保険者の葬儀を執行した者に対して支給する。

（東京都北区後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱）

（東京都北区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱）

○ 葬祭費支給状況

単価 70,000円

年度	支給件数	支給金額（千円）
元年度	2,463	172,410
2年度	2,414	168,980
3年度	2,510	175,700
4年度	2,589	181,230
5年度	2,773	194,110

5 保険料

(1) 保険料の決め方

東京都における均一保険料（年額）

東京都の保険料（賦課限度額80万円※1）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

• 均等割額

年度	均等割額
平成20年度～23年度	37,800円
平成24年度及び25年度	40,100円
平成26年度及び27年度	42,200円
平成28年度及び29年度	42,400円
平成30年度及び令和元年度	43,300円
令和2年度及び3年度	44,100円
令和4年度及び5年度	46,400円
令和6年度及び7年度	47,300円

• 所得割額

所得割額は、「賦課のもととなる所得金額※2」×所得割率で算出する。

年度	所得割率
平成20年度及び21年度	6.56%
平成22年度及び23年度	7.18%
平成24年度及び25年度	8.19%
平成26年度及び27年度	8.98%
平成28年度及び29年度	9.07%
平成30年度及び31年度	8.80%
令和2年度及び3年度	8.72%
令和4年度及び5年度	9.49%
令和6年度及び7年度	9.67%※3

※1 賦課限度額は令和6年度及び7年度の場合。次の方は令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になる。

①昭和24年3月31日以前に生まれた方

②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く）

※2 賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

基礎控除額は、令和2年度までは33万円、令和3年度以降は合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円。

※3 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%。

(2) 保険料軽減措置

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減している。

(令和6年度)

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1） ×10万円 以下	7割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1） ×10万円＋29.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1） ×10万円＋54.5万円×（被保険者数）以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金等については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定する。

② 所得割額の軽減（都広域連合の独自の軽減措置）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減する。

(令和6年度)

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

③ 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減し、所得割額は賦課しない。

※低所得による均等割額の軽減（上記①の表）に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先される。

(3) 保険料の納付方法

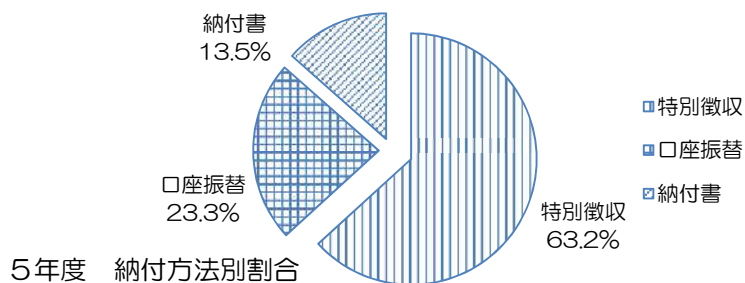
保険料は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としとなる（特別徴収）。その年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える者などは、納付書や口座振替により納付する（普通徴収）。

年金からの差し引き（特別徴収）は、被保険者からの申出により口座振替（普通徴収）に変更できる。

納付方法別人数

(最終納期時点)

年度	特別徴収	普通徴収	普通徴収		合計
			口座振替	納付書	
元年度	32,330	15,005	9,576	5,429	47,335
2年度	31,790	15,383	9,883	5,500	47,173
3年度	31,578	16,008	10,342	5,666	47,586
4年度	30,960	18,159	11,358	6,801	49,119
5年度	31,868	18,542	11,732	6,810	50,410



(4) 保険料収納状況

後期高齢者医療保険料調定額及び収納額の状況

元年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,656,593,700	3,619,087,900	237,000	10,441,200	48,974,500	98.65
滞納繰越	70,672,500	29,282,600	16,418,200	158,300	25,130,000	41.21
合 計	3,727,266,200	3,648,370,500	16,655,200	10,599,500	74,104,500	97.56

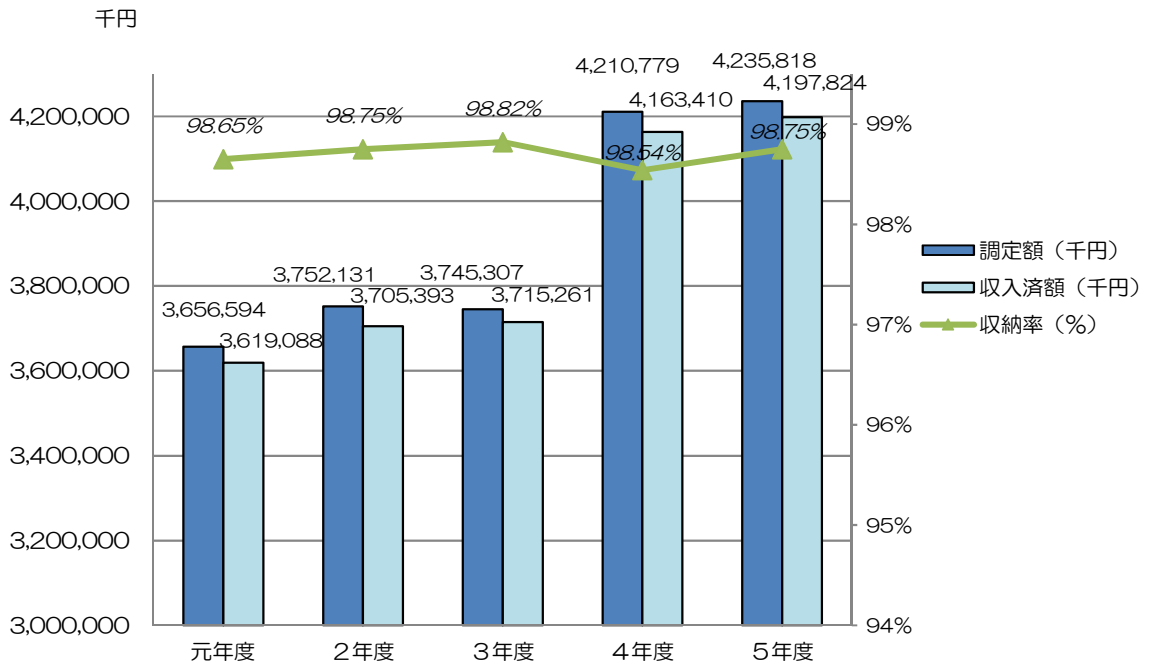
2年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,752,130,900	3,705,393,400	267,900	13,137,300	46,469,600	98.75
滞納繰越	73,188,900	26,767,100	18,834,800	98,800	27,587,000	36.57
合 計	3,825,319,800	3,745,396,600	19,102,700	13,236,100	74,056,600	97.56

3年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	3,745,307,000	3,715,261,400	535,100	14,116,700	43,627,200	98.82
滞納繰越	72,866,100	27,669,600	22,365,600	302,300	23,133,200	37.56
合 計	3,818,173,100	3,742,931,000	22,900,700	14,419,000	66,760,400	97.65

4年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	4,210,778,800	4,163,410,200	7,500	14,049,800	61,410,900	98.54
滞納繰越	66,599,800	29,293,400	16,850,300	276,600	20,732,700	43.57
合 計	4,277,378,600	4,192,703,600	16,857,800	14,326,400	82,143,600	97.69

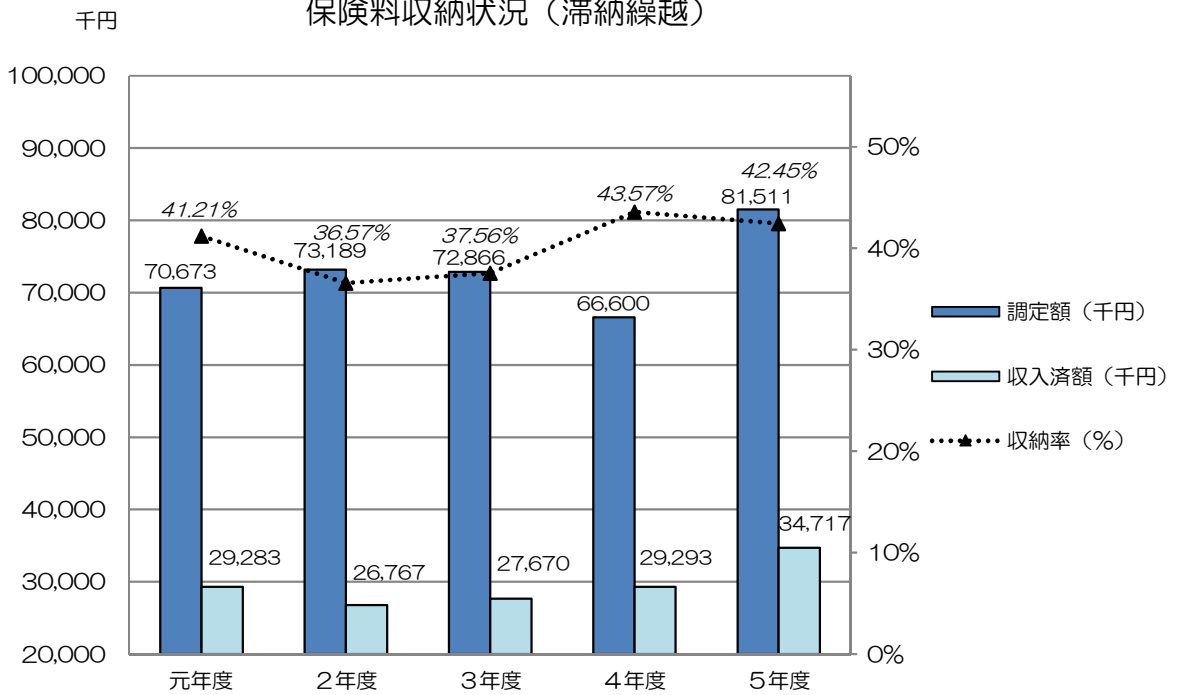
5年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
現 年	4,235,817,500	4,197,823,600	424,400	15,056,800	52,626,300	98.75
滞納繰越	81,511,100	34,716,880	17,217,300	118,300	29,695,220	42.45
合 計	4,317,328,600	4,232,540,480	17,641,700	15,175,100	82,321,520	97.68

保険料収納状況（現年）



*平成30、令和2、4年度に保険料改定

保険料収納状況（滞納繰越）



(5) 保険料の減免

① 東京都後期高齢者医療広域連合条例第18条による減免（災害減免等）

年度	減額（円）	免除（円）	合計（円）	件数
元年度	0	589,100	589,100	5
2年度	0	577,600	577,600	4
3年度	0	577,400	577,400	4
4年度	0	764,300	764,300	7
5年度	78,700	453,300	532,000	5

※令和6年3月31日現在。

② 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免

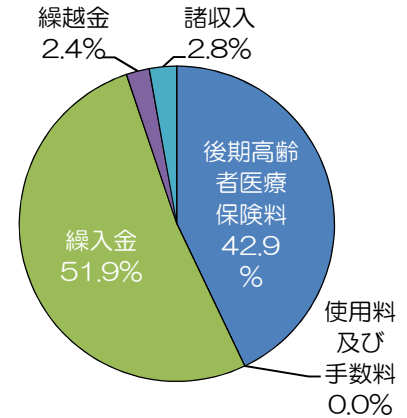
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免			
実施年度	相当年度	件数（件）	金額（円）
3年度	2年度分	0	0
	3年度分	59	3,437,000
4年度	3年度分	0	0
	4年度分	11	1,113,100
5年度	4年度分	17	1,476,600

※令和5年度終了事業（令和5年5月31日受付終了）

6 財政状況（令和5年度）

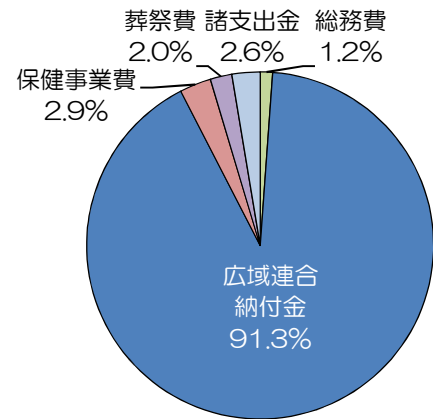
<歳入>

科 目	(円)
後期高齢者医療保険料	4,232,540,480
使用料及び手数料	6,000
繰入金	5,118,945,930
繰越金	233,264,681
諸収入	276,960,401
合 計	9,861,717,492



<歳出>

科 目	(円)
総務費	111,588,210
広域連合納付金	8,815,372,535
保健事業費	284,762,203
葬祭費	194,392,110
諸支出金	252,018,081
予備費	0
合 計	9,658,133,139



歳入と歳出の差額、203,584,353円は翌年度繰越額となる。

7 後期高齢者健康診査

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受け事業を行っている。

- ・長期入院者、施設入所者は施設の健診等で健康状態を把握できるため対象から除外される。
- ・特定健診に準じた検査項目の健診を実施した（腹囲測定、眼底検査を除く）。

年度	対象者数	受診者数	受診率
元年度	42,516人	23,233人	54.6%
2年度	42,735人	21,122人	49.4%
3年度	45,476人	21,574人	47.4%
4年度	46,963人	22,519人	48.0%
5年度	46,716人	22,547人	48.3%

8 口腔機能維持向上健診

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から補助を受け、平成30年度から行っている。

- 対象者は、80歳及び75歳以上の奇数年齢の方。（令和5年度より対象拡大）
- 歯周病検査項目を基本として、口腔機能検査（咀嚼・飲み込み・口腔乾燥）を実施。
- 令和5年度の実施期間は、令和5年6月1日から令和6年1月31日。

年度	対象者数	受診者数	受診率
元年度	14,316人	2,837人	19.8%
2年度	20,453人	3,825人	18.7%
3年度	22,516人	3,727人	16.6%
4年度	23,667人	3,929人	16.6%
5年度	29,659人	4,471人	15.1%

9 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携し制度の趣旨普及に努めた。

区報（北区ニュース）掲載

掲載号	掲 載 内 容
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の保険料のお知らせ 保険料納入通知書及び納付書は7月中旬に郵送します
6月20日	<ul style="list-style-type: none"> 「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証（限度額認定証）」を更新します 保険料の納付は口座振替が便利です
7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料が7月に決定します 後期高齢者医療被保険者証の更新 「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証（限度額認定証）」の送付
8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料の納付は口座振替が便利です
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ納付相談（9/24分）
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ納付相談（12/3,10分）
12月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料の「口座振替済のお知らせ」を12月20日（水）に発送します 令和5年度健康診査の終了まで2か月を切りました
12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年中の保険料の口座振替済のお知らせの発送
1月20日	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象になります 被保険者へ「医療費等通知書」を1月下旬にお送りします
2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 高額介護合算療養費等支給申請書の送付 高額療養費（外来年間合算）支給申請書の送付
3月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか ワンストップ納付相談（3/10分）

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

6-1-066

令和6年度（令和5年度実績）

令和6年10月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）